

## 扶養家族等異動届（被扶養者を追加）に必要な添付書類

「扶養家族等異動届」に以下の書類を添付して提出してください。

異動事由	「扶養家族等異動届」に添付していただく書類
結 婚	①扶養認定申請書 ②婚姻日の確認ができる書類（戸籍抄本等） ③結婚前の生計が確認できる書類（離職の書類、非課税証明書等）
子の出生	①出生の確認ができる書類 （「母子手帳（市区町村長の証明印があるページ）の写し」、「住民票 <sup>（※注1）</sup> 」等）
家族の離職	①扶養認定申請書 ②住民票 <sup>（※注1）</sup> ③雇用保険関係書類（以下に該当する書類の写を添付してください） ・雇用保険（失業給付）受給予定の方 … 雇用保険受給資格者証（両面の写）又は 雇用保険受給資格通知 全件版（写） ・雇用保険（失業給付）受給延長する方 … 離職票1・2（写）、受給期間延長通知書（写） ・雇用保険（失業給付）受給しない方 … 離職票1・2（写） ・雇用保険の適用がなかった方 … 退職証明書、雇用保険未加入証明書 （注）雇用保険関係書類の原本は提出しないでください。（提出後の返却はできません）
失業給付の受給終了	①扶養認定申請書 ②住民票 <sup>（※注1）</sup> ③雇用保険受給資格者証（両面の写）又は 雇用保険受給資格通知 最新処理状況版（写）
採用に伴う新規加入	①扶養認定申請書 ②住民票 <sup>（※注1）</sup> ③以前の収入が確認できる書類（離職の書類、非課税証明書等）
その他（扶養追加）	①扶養認定申請書 ②住民票 <sup>（※注1）</sup> ③異動事由・異動年月日の確認ができる書類 ④収入の確認ができる書類

### 【注意事項】

1. 住民票は交付から3ヶ月以内のものとし、個人番号（マイナンバー）を除いたすべての項目が記載されているものを添付願います。
2. 扶養認定申請書は該当する箇所を記入していただき、該当する書類を添付願います。
3. 内容審査上必要な場合は、上記書類の他に別途書類の提出を求める場合があります。
4. 扶養認定後、被扶養者が失業給付（雇用保険）を受給された場合は、速やかに扶養除外の届出を提出してください。

（注）扶養削除の届出が遅延すると、医療費の精算が生じ、当健保より医療費の返還請求を行う場合があります。

主な提出書類の発行元（入手先）

書類名	発行元（入手先）
戸籍謄本・戸籍抄本	市区町村役場
住民票	市区町村役場
非課税証明書	市区町村役場
雇用保険受給資格者証	ハローワーク（職業安定所）
離職票 1・2	事業主
退職証明書	事業主
雇用保険未加入証明書	事業主
扶養認定申請書	当健保組合のホームページ（申請書類一覧）より印刷のうえご使用ください。